平成２４年（フ）第１２４７号
大阪府寝屋川市石津元町13番32号、前住所大阪府寝屋川市石津元町13番12号
債務者　冨谷　史彦
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９３４号
千葉県松戸市常盤平陣屋前11番地の16　八柱タウンハイツＢ―５号
債務者　合田　道代
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１５号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番97―506号
債務者　松岡菜美子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９９号
千葉県野田市山崎2523番地の５
債務者　黒木　逸男
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１４９号
千葉県柏市豊四季358番地138
債務者　馬越　早人
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１４６号
北九州市若松区久岐の浜２番２―704号
債務者　近藤　啓二
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１５２号
福岡県中間市池田２丁目７番504号
債務者　吉鶴　和代（旧姓畠）
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２０３号
名古屋市中区新栄２丁目36番21号　ラフィネ新栄309号
債務者　羽下　和義
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９号
青森県弘前市大字桔梗野３丁目10番地１　市営住宅Ｇ―301号
債務者　西澤　好信
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２２４号
青森県青森市浪岡大字高屋敷字安田38番地10
債務者　北山　裕介
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１０３号
愛知県海部郡蟹江町宝２丁目52番地　プロムナード中山Ⅱ203号
債務者　高橋由紀子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８８号
名古屋市港区船頭場１丁目107番地　スペクトル船頭場601号
債務者　河野　由佳
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６号
山口県防府市大字新田1029番地の３　ハイツ山本104号
債務者　郡　　芳子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７６１号
東京都目黒区八雲３丁目12―24―119
債務者　菊地　治人
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７６３号
神奈川県横浜市戸塚区南舞岡３丁目31―２―201
債務者　宮地　一真
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７６４号
神奈川県横須賀市泊町１　ＰＳＣ473―ＢＯＸ425　Ｗ．Ｃ．ＳＣＨＡＤＬＥ
債務者　森崎　美佳
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７９７号
神奈川県川崎市中原区井田中ノ町33―18　第２花栄ホーム
債務者　荻田　勝彦
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部